

区長報告第十一号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和六年八月八日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和六年九月十二日

港区長 清 家 愛

記

令和五年十月六日議決を得た工事請負契約（五之橋架設工事（上部工））の工期「契約締結の日の翌日から令和七年二月十三日まで」を「契約締結の日の翌日から令和七年四月三十日まで」に変更する。